

■議案第 75 号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町木屋ヶ内 2 2 0 番地 2 に設置しております四万十町木屋ヶ内集会所は、平成 1 8 年 9 月 1 日より平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで、四万十町木屋ヶ内地区を指定管理者として指定していましたが、指定期間満了に伴い地元集落と協議した結果、木屋ヶ内地区の集会所として譲与することとなり、四万十町集会所等条例より当該集会所を削除しようとするものです。

【削除する集会所】

別表第 1 （第 2 条、第 7 条関係）

名称	位置	利用時間	所管課
四万十町木屋ヶ内 集会所	四万十町木屋ヶ内 220 番地 2	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで	大正総合支所 地域振興課